

別記様式第2号（第3条関係）

九州工業大学東京衛星開発拠点利用申請書

年 月 日

国立大学法人九州工業大学革新的宇宙利用実証ラボラトリー施設長 殿

住所：〒  
氏名又は名称：  
（連絡先）  
担当者（所属・氏名）：  
電話番号：  
FAX 番号：  
電子メール：  
請求書送付先：

次の確認条項に同意し、東京衛星開発拠点（以下「R P P L」）内機器等の使用について申請します。

1. R P P L内機器等の使用については、申込時に使用者が九州工業大学の担当者と十分な相談をして、九州工業大学東京衛星開発拠点利用依頼書（別紙様式第1号）を提出する。
2. 利用料金は利用前又は利用後に納入するものとする。
3. 機器等の故障などで利用を行えない場合には、利用を延期することがあるが、それに関わる損害を利用者は請求できない。
4. 施設長及び担当者は、利用者が機器を取り扱うのに十分な資質を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業を制止できる。また、毒物や法律等に触れるもの、さらに機器を破損する恐れのあるものなど施設長及び担当者が受入れできないと判断したものについては利用を拒否する。
5. 利用については、利用者は単独で行うのではなく、九州工業大学の担当者が同席して担当者の指導・立会いの下で利用者が作業する。利用者の責任で設備を棄損又は滅失したときは利用者がこれを原形に復し、また損害を賠償する。
6. 利用者は、機器の利用にあたって、関係法律を守り、安全衛生対策及び事故防止に十分注意を払うものとする。また、利用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることはできない。
7. 前記6の項目に反して、利用者の過失により本人が怪我又は病気をした場合は、九州工業大学は一切責任を負わないものとする。
8. 利用者は、承認された時間内に清掃を含めて全ての作業を終了する。
9. 利用で得られたデータは、九州工業大学が保証するものではない。そのため、データの外部への公表は、原則として、九州工業大学名を使う事はできない。九州工業大学を特定できる表現も使えない。ただし、施設長が大学名の使用を許可した場合はこの限りではない。
10. 前記9の項目に反して、外部に公表したことで九州工業大学が受けた被害及び損害については、使用者及びその委託者が賠償するものとする。